

○岡山市スポーツ推進審議会条例

昭和37年10月5日

市条例第45号

改正 平成23年9月21日市条例第65号

平成27年3月16日市条例第8号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、岡山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツ団体に対する補助金に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) 本市におけるスポーツの推進に資する活動を行う者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 第2条に掲げる事務のうち、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者又は関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市条例第65号)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第1条の規定により設置された岡山市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に任命されている者は、改正後の第4条第1項の規定により委嘱された岡山市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員とみなす。この場合において、審議会の委員とみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年市条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 5 この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。